

通学区域に関する質問について

<通学区域指定等の経緯について>

Q1 中央区の千葉港地区における通学区域指定等の経緯について、教えてください。

- 千葉港地区については、商業地域に指定され、市役所周辺の業務地区と問屋町及び中央港地区で構成されています。当該地区は、以前から新宿小・新宿中の通学区域でありましたが、近年、マンション建設が続いており、急激に児童生徒数が増加しています。
- 従って、新宿小・新宿中の教室不足が見込まれることから、通学区域調整検討委員会で協議、検討してきた結果、次のように周辺の小中学校との学区調整等により対応し、現在に至っております。
- 平成10年4月から千葉港7～8番は、幸町第三小・幸町第二中
 - 平成18年4月から千葉港1～6番、中央港1丁目は、登戸小
 - 平成19年4月から問屋町の一部（ライネスシティ千葉みなど）は、寒川小
※問屋町2, 3, 5, 6番に19年度以降完成するマンションも含む

<小学校の通学区域について>

Q2 千葉港1～6番及び中央港1丁目から登戸小に通っているが、周辺の新宿小や幸町第三小への学区変更等はできないのか。

- 周辺の小学校の状況を見ると、新宿小は過大規模校化（25年度：普通学級29、特別支援学級3）が進み、幸町第三小も大規模校化（25年度：普通学級25）が進んでおり、どちらも通学区域を広げることは大変難しい状況です。
- なお、登戸小では、千葉港・中央港の児童が入ることで適正規模校（25年度：普通学級14、特別支援学級6）となっています。
- （参考）・千葉市では、学級数に基づき学校の規模を次のように捉えています。
- 小規模校（11学級以下）、適正規模校（12～24学級）
 - 大規模校（25～30学級以上）、過大規模校（31学級以上）
- ・登戸小の全校児童数434名中、千葉港30名、中央港113名が通学しています。（25年5月1日現在）

<中学校の通学区域について>

Q3 幸町地区の中学校だけでなく、周辺の新宿中や高洲第一中等も含めて学区変更等はできないのか。

- 現在、新宿中は生徒が増え続けており、既存の校舎では対応し切れず、プレハブ校舎を活用していることから、通学区域を広げることは極めて難しい状況です。また、新宿小の過大規模校化に対応するため、26～32年度までの間、新宿小の6年生が、新宿中に増設している新たな校舎を使用する予定です。
- 仮に、中央区（千葉港7～8番）の生徒が新宿中に入る場合、早い段階から仮設校舎を建てる等の対応が必要となり、新宿中の校庭がさらに狭くなる状況となります。
- また、高洲第一中については、高洲団地となる高洲2・3丁目を通学区域とし、現在、13学級で適正規模校となっています。
- 仮に、幸町2丁目の生徒が高洲第一中に通う場合は、交通量の多い道路や水路を渡る通学環境、地域コミュニティとの整合性などの様々な観点から、認めることが難しい状況であると考えます。

<学区外通学や学区変更等の手続きについて>

Q4 個別に承認している学区外通学の承認事由等は何か。また、学区変更や学区外通学承認地域とするにはどうしたらよいのか。

- 学区外通学については、千葉市の小・中学校において、市で決めている正式な理由により、個々に承認しています。（参考資料：参照）
- 統合した場合も、学区制により統合中学校に通うこととなりますが、学区外通学は今までと同様に認められます。
- 学校適正配置については、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図ることを目指して進めています。適正規模の学校にすることにより集団生活の中で社会性を養うなどの教育効果が期待されるという考えから、学区制に基づいて統合等を行っています。
- このことから、学区変更や学区外通学承認地域とすることは、学校適正配置の目的から外れてしまうこととなります。学区の大きさからも認めることはできません。
- 仮に学区変更や学区外通学承認地域とするには、次のような手続きとなります。

中学校区の変更之际には、当該単位自治会の中で、小学校の学区の変更をはじめ、地区連絡協議会や育成委員会等の所属の変更も伴うことを含め、地域コミュニティとの整合性も考慮し十分協議していただく中で自治会の総意として要望書を出していただく必要があります。

学区変更等についての手続きは、原則として次のとおりとなります。

- ①自治会等からの要望書や署名等を学事課が受ける。
- ②学事課において現地調査等を行う。
- ③千葉市立小学校及び中学校通学区域調整検討委員会において、協議、検討を行う。
- ④教育委員会会議において、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の改正を行う。

<参考資料> 千葉市の小・中学校で認められている学区外通学の承認事由等

学区外通学（指定校変更）の承認事由等		
	承認事由	期間
1	学区外通学が認められている地域であるとき （学区外通学承認地域）	
2	転居をするが、これまでの通学を希望するとき *徒歩で1時間以内に通学可能な範囲	
3	転居の予定があるため、あらかじめ転居先の学校に入りたいとき	転居する日まで （ただし1年以内）
4	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を子どもルームに入会させるとき	子どもルーム在会期間 （基本的には小学校3年生終了まで）
5	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を下校後、親戚の家等に預けるとき	事由解消まで （基本的には小学校3年生終了まで）
6	兄弟姉妹を同じ学校に通わせるとき	事由解消まで
7	身体事由により通学に支障があると認められるとき	必要と認められる期間
8	大規模校等（指定校）から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき	必要と認められる期間
9	その他、教育委員会が特に必要と認めたとき	必要と認められる期間